

事務連絡
平成30年7月9日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐(業務担当)

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害
に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について

日頃から、雇用保険業務の円滑な運営にご協力いただき感謝申し上げます。

標記大雨による被害に関しては、平成30年7月5日付けで京都府内の福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町、兵庫県内の豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、広島県内の広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、岡山県内の岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、愛媛県内の今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、平成30年7月6日付けで兵庫県内の姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、鳥取県内の鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西泊郡南部町、西泊郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町、高知県内の安芸市、香南市、長岡郡本山町、平成30年7月7日付けで高知県内の宿毛市、兵庫県内の養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町、平成30年7月8日付けで高知県内の土佐清水市、幡多郡三原村、に災害救助法が適用されているところであり、これに伴って災害によりその雇用される事業所が休業するに至ったため、一時的な離職を余儀なくされた者に基本手当を支給する「災害時における求職者給付の支給に関する特例措置」（平成22年12月28日付け職発1228第4号「雇用保険業務に関する業務取扱要領」（以下「業務取扱要領」という。）を実施しているところですが、これに関する留意事項及び標記に関して実施する事項は下記のとおりでありますので、この円滑な実施をお願いします。

なお、平成30年7月5日からの大雨による災害に係る災害救助法の適用地域が拡大された場合は、拡大された地域についても本事務連絡による取扱いが適用されることとなりますので、ご留意下さい。

記

1 「災害時における求職者給付の支給に関する特例措置」について

(1) 休業事業所の把握について

災害救助法の適用された区域を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）は、当該災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めることと

し、標記災害について、①災害救助法が適用された区域にある事業所（事業所非該当施設を含む。）であること、さらに②標記災害を受けたためやむを得ず事業を休止又は廃止した事業所であることにより対象となる事業所を把握すること。

この場合、事業所が休廃止したことと被災したこととの間において、直接の因果関係が存在することが必要である。したがって、災害による顧客の減少、原材料等の入手難等派生的な事情による事業の休廃止である場合にはこれに該当しないものであるが、標記災害により道路、電気等ライフラインの途絶が発生し、これらに伴い事業の休廃止を余儀なくされた事業所についてはこれに該当するものと取り扱って差し支えないこと。

なお、標記災害を受けたことにより事業所の一部を休業とする場合であっても、これに伴い一時的に離職を余儀なくされた者については、本特例措置の対象者となるものであること。

(2) 特例措置の実施に当たっての留意事項

本特例措置に基づき求職者給付の支給を受けた者については、休業が終了し、被保険者資格を取得しても当該休業前の被保険者であった期間は通算されないこととなるので、必要に応じて、その旨被保険者及び事業主に周知すること。

2 被災地域の受給資格者に対する配慮の実施

(1) 認定日変更の取扱いの弾力的運用

標記災害により受給資格者が所定の認定日に安定所に来所できない場合は、認定日変更の取扱いを行うこと。この場合、受給資格者から事後に認定日変更の申し出があった場合であっても差し支えないこと。

また、公的機関又はその他の機関が募集する標記災害に係る災害救助法適用区域を支援するボランティア活動に受給資格者が参加する場合は（県外等他の地域からの参加者も含む。）、業務取扱要領51351（1）ロ（ヲ）の「社会通念上やむを得ないと認められるもの」に該当するものとして認定日変更の取扱いを行うこと。

なお、当該ボランティア活動に参加する期間が引き続いて30日以上である場合には受給期間の延長を行うものであるが、この場合のボランティア活動は公的機関以外の機関が募集したものであっても差し支えないものとする。

(2) 給付関係手続の弾力的取扱い

平成30年7月5日からの大雨による災害に係る被害の被災者である受給資格者又は事業主が求職者給付又は就職促進給付関係手続を行う場合については、当該者の事情を勘案の上、必要に応じて確認書類との照合について省略するなど、弾力的な取扱いとして差し支えないこと。

上記のうち、離職証明書関係手続については以下のとおり取り扱うこと。

イ 事業主が行う離職証明書関係手続については、原則として事業所管轄安定所において行うこととする。

ロ 事業主等が離職証明書関係手続のために当該事業所管轄安定所以外の安定所に来所した場合については、離職証明書関係手続については事業所管轄安定所で行うことについて説明し、理解を得るようになるとともに、必要に応じ、そ

の離職証明書関係手続が迅速に進むよう、当該事業所管轄安定所と連絡調整を行うなどの配慮を行うこと。

ハ 被災に伴う事業所の閉鎖、賃金台帳の紛失その他の事情により事業主が離職証明書を作成できない場合は、給料明細書等の受給資格者の書類その他適宜の書類等により、離職証明書関係手続を行って差し支えないこと。

ニ 事業主が行方不明等の事情のため離職証明書が作成できない場合は、職権による離職票の交付、受給資格の仮決定等の措置を講ずること。

(3) 給付手続安定所の弾力的運用

平成 30 年 7 月 5 日からの大雨による災害に係る被害の被災者である受給資格者が、被災に伴うやむを得ない事情により、求職者給付及び就職促進給付の支給関係手続のために住所又は居所を管轄する安定所以外の安定所に来所した場合（都道府県労働局の管轄区域をまたがる場合も含む。）については、次の措置を講ずることにより円滑な支給に努めること。

また、処理に当たっては、平成 23 年 3 月 23 日付け事務連絡「激甚災害時における住所管轄安定所以外の安定所又は労働局での給付事務処理に係る留意事項について」を参考とすること。

イ 被保険者であった者が受給資格決定のために安定所に来所した場合であって、当該受給資格者の住所又は居所が当該安定所の管轄区域以外区域にある場合については、当該受給資格者の事情を勘案の上、当該来所した安定所の管轄区域内に居所があるとみなして、所要の手続を行うこと。

なお、受給資格者が早期に本来の住所又は居所を管轄する安定所で手続を行うことが見込まれる場合には、当該来所した安定所を窓口として受給資格決定手続を行い、その後、関係書類等を送付することにより、本来の住所又は居所を管轄する安定所でその後の処理を行うこと。

ロ 既に基本手当の支給を受けている受給資格者が、被災以前に支給を受けていた安定所以外の安定所に支給関係手続のために来所した場合については、受給資格者証等により当該受給資格者本人に関する手続のために来所したことが確認できる場合に限って、当該受給資格者の事情を勘案の上、当該来所した安定所の管轄区域内に居所が変更されたものとみなして、必要な手続を行うこと。

なお、受給資格者が早期に本来の住所又は居所を管轄する安定所で手続を行うことが見込まれる場合には、当該来所した安定所を窓口として支給関係手続を行い、その後、関係書類等を送付することにより、本来の住所又は居所を管轄する安定所でその後の処理を行うこと。

(4) 失業の認定における弾力的取扱い

受給資格者について失業の認定を行う際には、当該受給資格者が標記災害の被災者であっても、業務取扱要領 5 1 2 5 4（4）に基づき、労働の意思及び能力があるかどうかの確認を行うこと。

ただし、求職活動実績の確認に当たっては、災害に伴うやむを得ない理由により認定対象期間に実施を予定していた求職活動を行うことができなかつたと認められる場合は、当該行うことができなかつた求職活動を実施したのものとして取り扱うこととして差し支えないこと。求職活動を行うことができなかつたことに災

害に伴うやむを得ない理由がある場合は、例えば、以下に該当する場合は考えられること。

- ・ 応募を予定していた事業所が災害により休廃止したこと等により面接等が中止となった場合。
- ・ 安定所等又は許可・届出のある民間機関が実施する職業相談、セミナー等が災害により中止又は延期となった場合。
- ・ 出席を予定していた公的機関等が実施する職業相談等が災害により中止又は延期となった場合。
- ・ 受験を予定していた再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験が災害により中止又は延期となった場合。
- ・ 災害に伴う交通途絶等により予定していた面接等の求職活動が行えなかった場合（事業主側、受給資格者側のいずれの事情によるものも含む。）。
- ・ 災害復興等のボランティア活動に参加する場合。
- ・ 親族等について介護又は看護及び育児を必要とする場合。
- ・ 個人的に行う自宅等の復興作業に従事した場合。
- ・ 避難所等における避難生活を余儀なくされた場合。



平成30年7月8日
内閣府(防災担当)

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害にかかる
災害救助法の適用について【第6報】

1. 災害の概要

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、高知県は4市1町1村、鳥取県は1市9町、広島県は9市4町、岡山県は11市4町1村、京都府は6市3町、兵庫県は9市6町、愛媛県は4市2町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【高知県】 安芸市 (あきし) 香南市 (こうなんし) 長岡郡本山町 (ながおかぐんもとやまちょう)	7月6日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
宿毛市 (すくもし)	7月7日		
土佐清水市 (とさしみずし) 幡多郡三原村 (はたぐんみはらむら)	7月8日		
【鳥取県】 鳥取市 (とっとりし) 八頭郡若桜町 (やずぐんわかさちょう) 八頭郡智頭町 (やずぐんちづちょう) 八頭郡八頭町 (やずぐんやずちょう) 東伯郡三朝町 (とうはくぐんみささちょう) 西伯郡南部町 (さいはくぐんなんぶちょう)	7月6日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
西伯郡伯耆町 (さいはくぐんほうきちょう) 日野郡日南町 (ひのぐんにちなんちょう) 日野郡日野町 (ひのぐんひのちょう) 日野郡江府町 (ひのぐんこうふちょう)			
【広島県】 広島市 (ひろしまし) 呉市 (くれし) 竹原市 (たけはらし) 三原市 (みはらし) 尾道市 (おのみちし) 福山市 (ふくやまし) 府中市 (ふちゅうし) 東広島市 (ひがしひろしまし) 江田島市 (えたじまし) 安芸郡府中町 (あきぐんふちゅうちょう) 安芸郡海田町 (あきぐんかいたちょう) 安芸郡熊野町 (あきぐんくまのちょう) 安芸郡坂町 (あきぐんさかちょう)	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【岡山県】 岡山市 (おかやまし) 倉敷市 (くらしきし) 笠岡市 (かさおかし) 井原市 (いばらし)	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
総社市 (そうじゃし) 高梁市 (たかはしし) 新見市 (にいみし) 瀬戸内市 (せとうちし) 赤磐市 (あかいわし) 真庭市 (まにわし) 浅口市 (あさくちし) 都窪郡早島町 (つくぼぐんはやしまちょう) 浅口郡里庄町 (あさくちぐんさとしょうちよ う) 苫田郡鏡野町 (とまたぐんかがみのちょう) 英田郡西栗倉村 (あいだぐんにしあわくらそん) 加賀郡吉備中央町 (かがぐんきびちゅうおうちよ う)			
【京都府】 福知山市 (ふくちやまし) 舞鶴市 (まいづるし) 綾部市 (あやべし) 宮津市 (みやづし) 京丹後市 (きょうたんごし) 南丹市 (なんたんし) 船井郡京丹波町 (ふないぐんきょうたんばちよ う) 与謝郡伊根町 (よさぐんいねちょう)	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
与謝郡与謝野町 (よさぐんよさのちよう)			
【兵庫県】 豊岡市 (とよおかし) 篠山市 (ささやまし) 朝来市 (あさこし) 宍粟市 (しろうし) 赤穂郡上郡町 (あこうぐんかみごおりちよう) 美方郡香美町 (みかたぐんかみちよう)	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
姫路市 (ひめじし) 西脇市 (にしわかし) 丹波市 (たんばし) 多可郡多可町 (たかぐんたかちよう) 佐用郡佐用町 (さようぐんさようちよう)	7月6日		
養父市 (やぶし) たつの市 (たつのし) 神崎郡市川町 (かんだきぐんいちかわちよう) 神崎郡神河町 (かんだきぐんかみかわちよう)	7月7日		
【愛媛県】 今治市 (いまばりし) 宇和島市 (うわじまし) 大洲市 (おおずし) 西予市 (せいよし)	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
北宇和郡松野町 (きたうわぐんまつのちょう) 北宇和郡鬼北町 (きたうわぐんきほくちょう)			

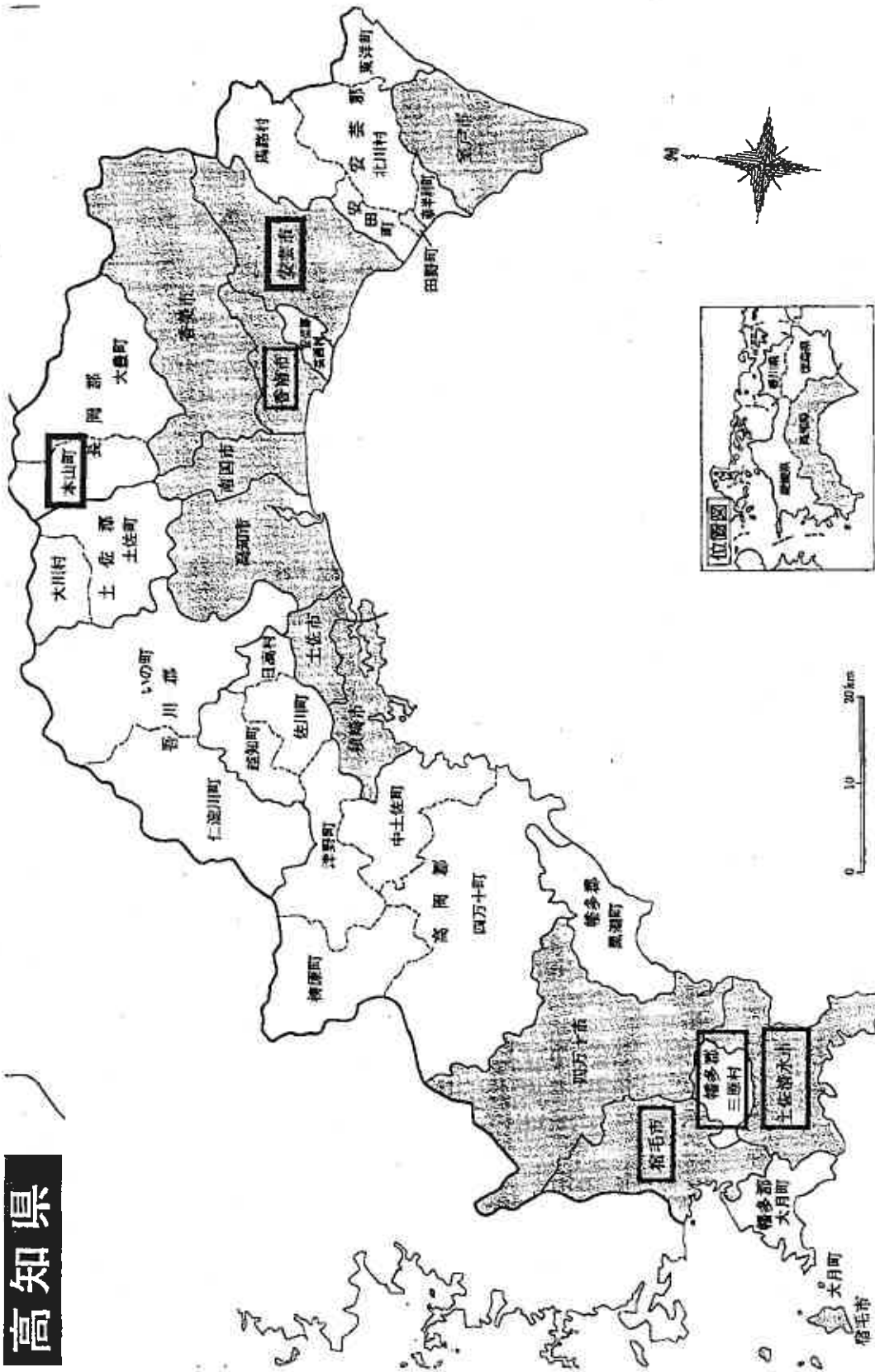
(注) 下線は今回追加適用分

2. これまでにとられた措置

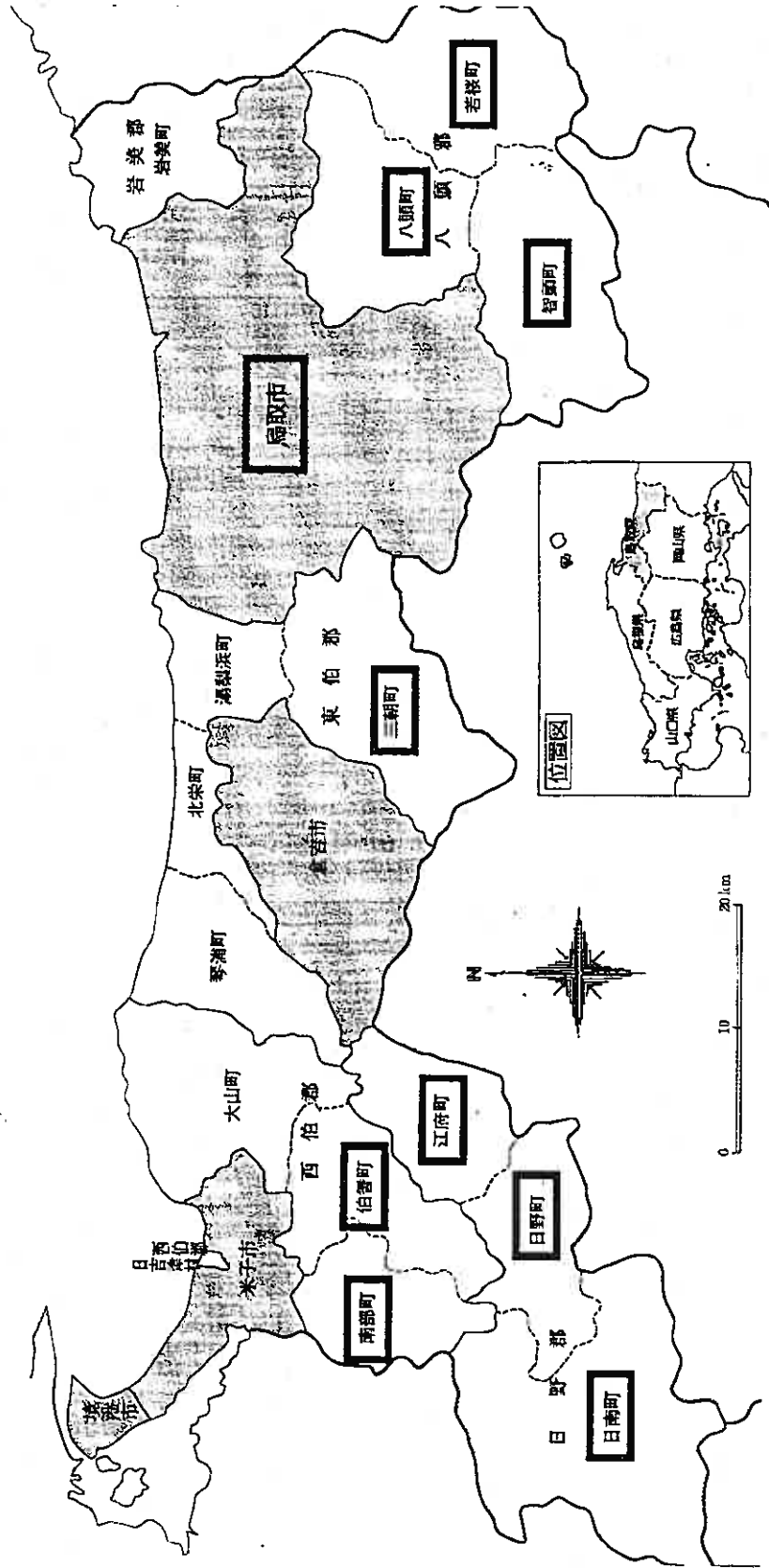
- ・避難所の設置等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官(防災担当) 付
 参事官(被災者行政担当) 付
 鶴見、佐藤、篠原
 TEL 03-5253-2111 (内線51365)
 03-3593-2849 (直通)

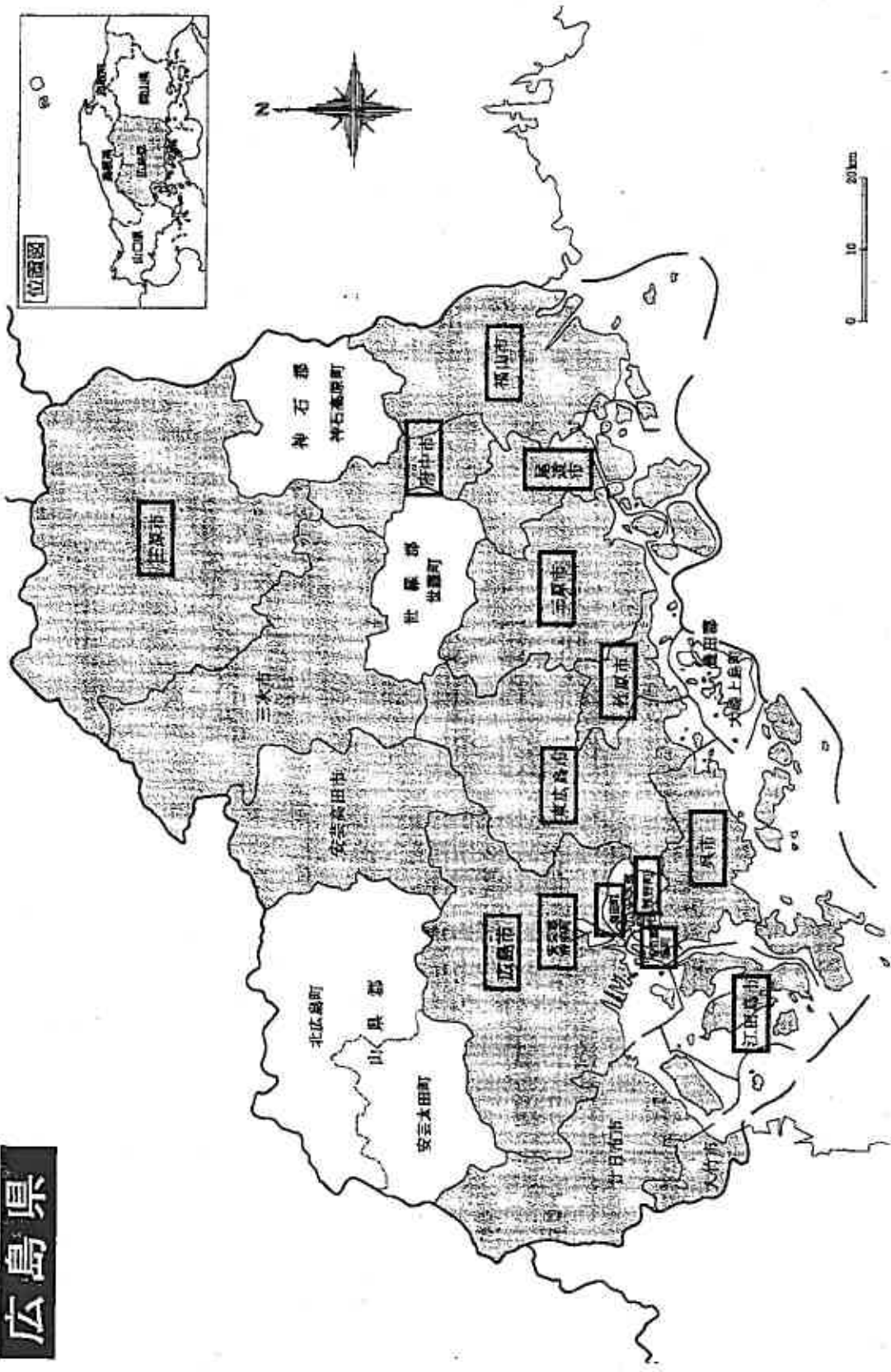
高知県

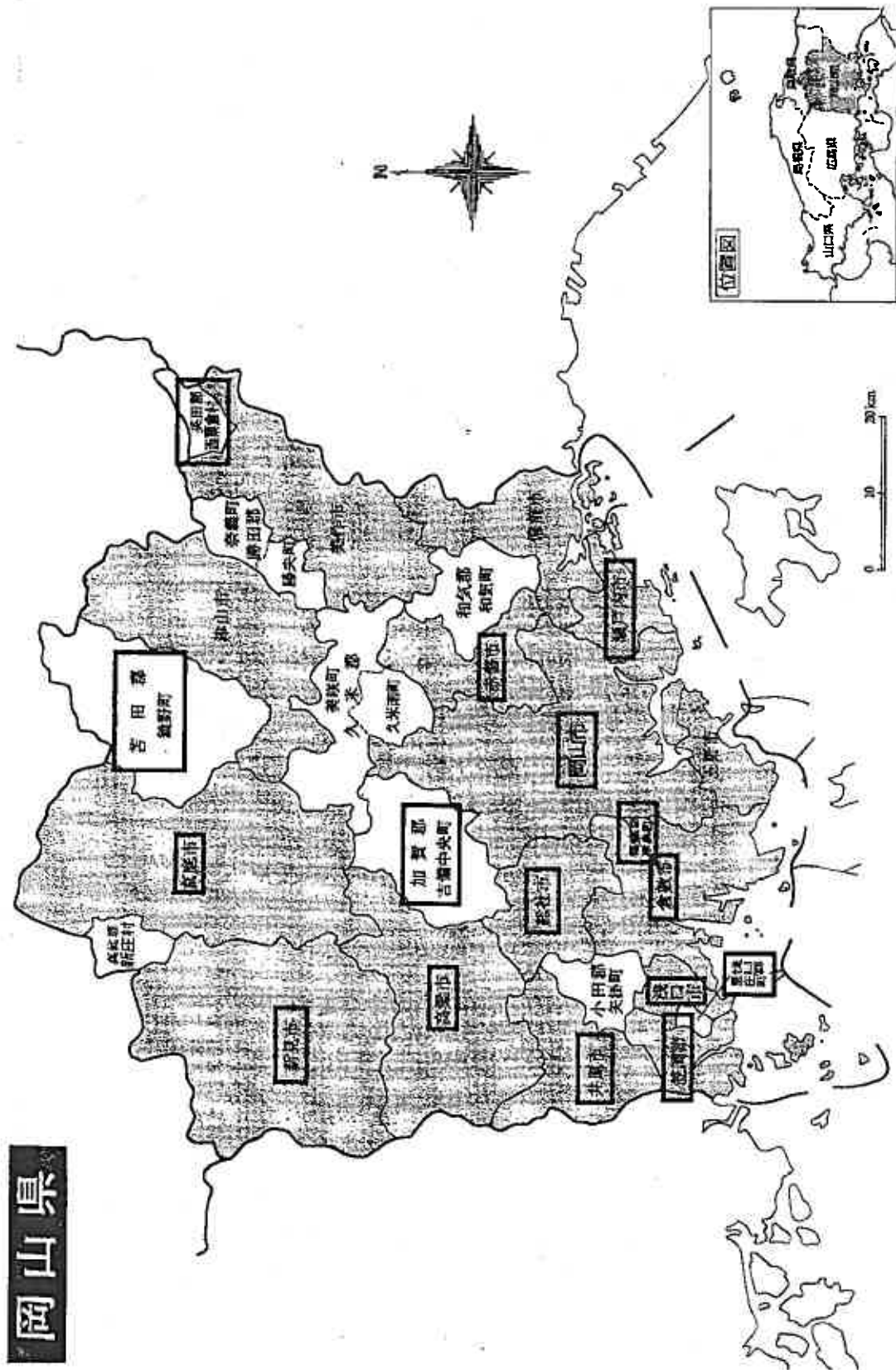


鳥取県

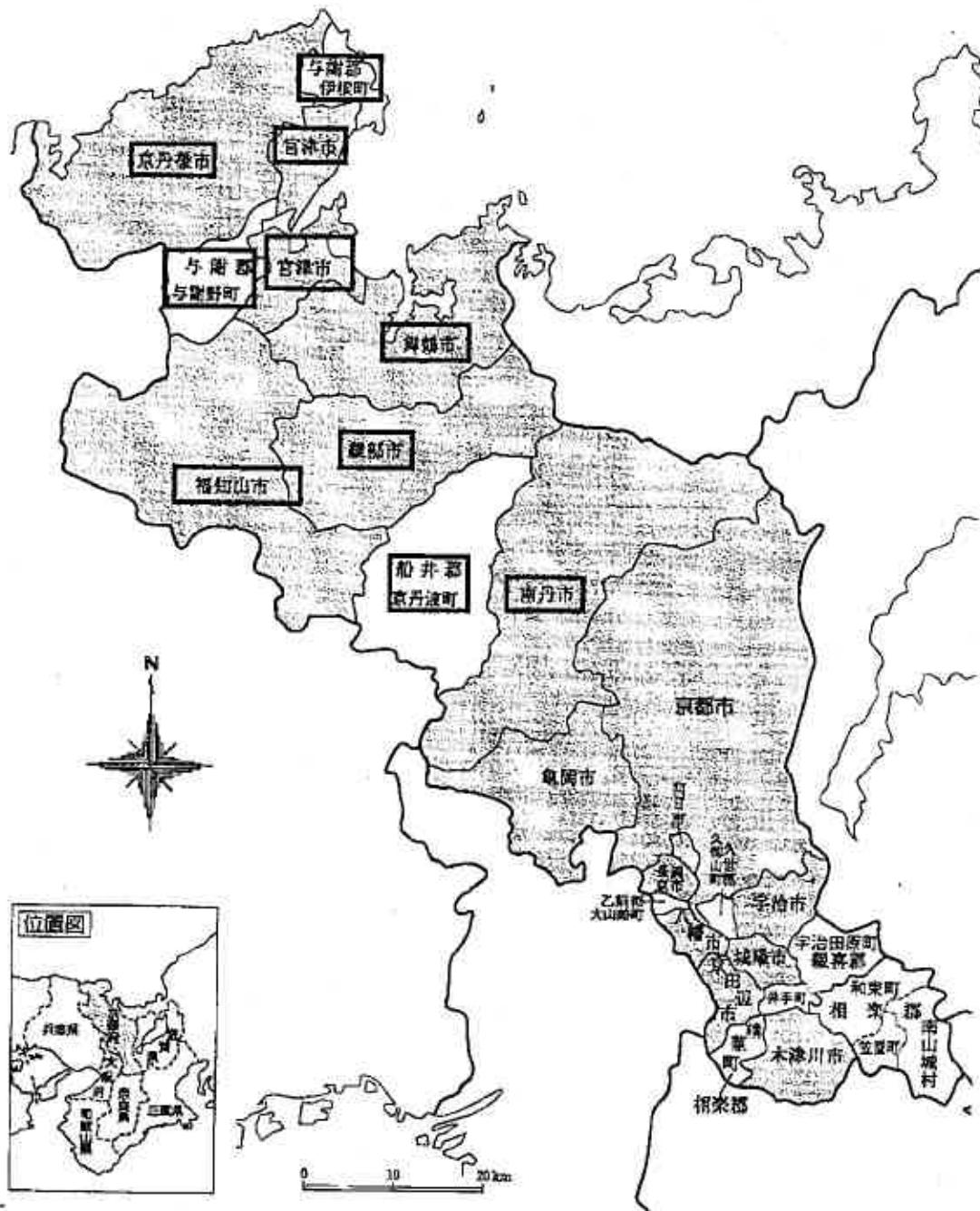


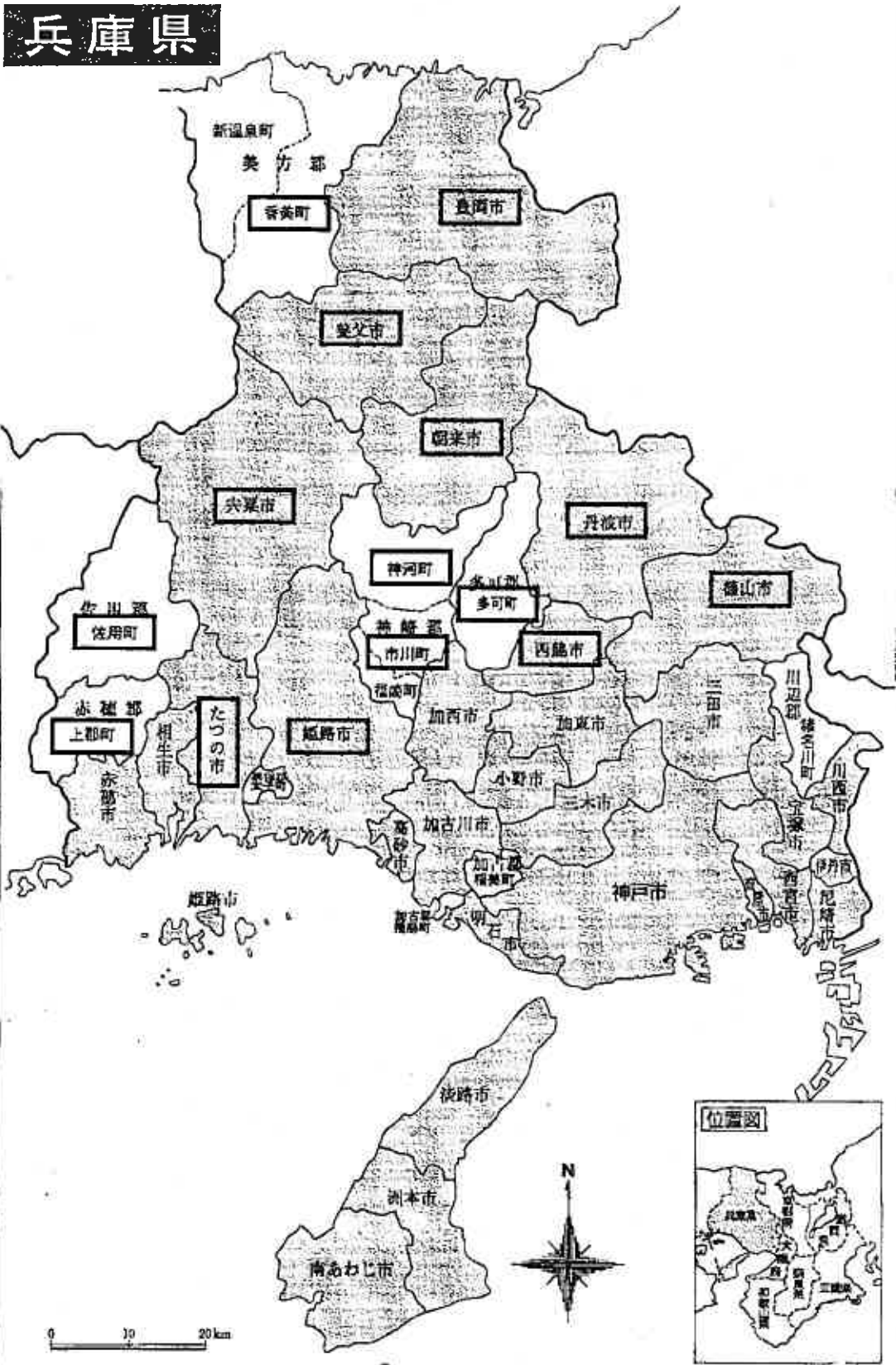
広島県



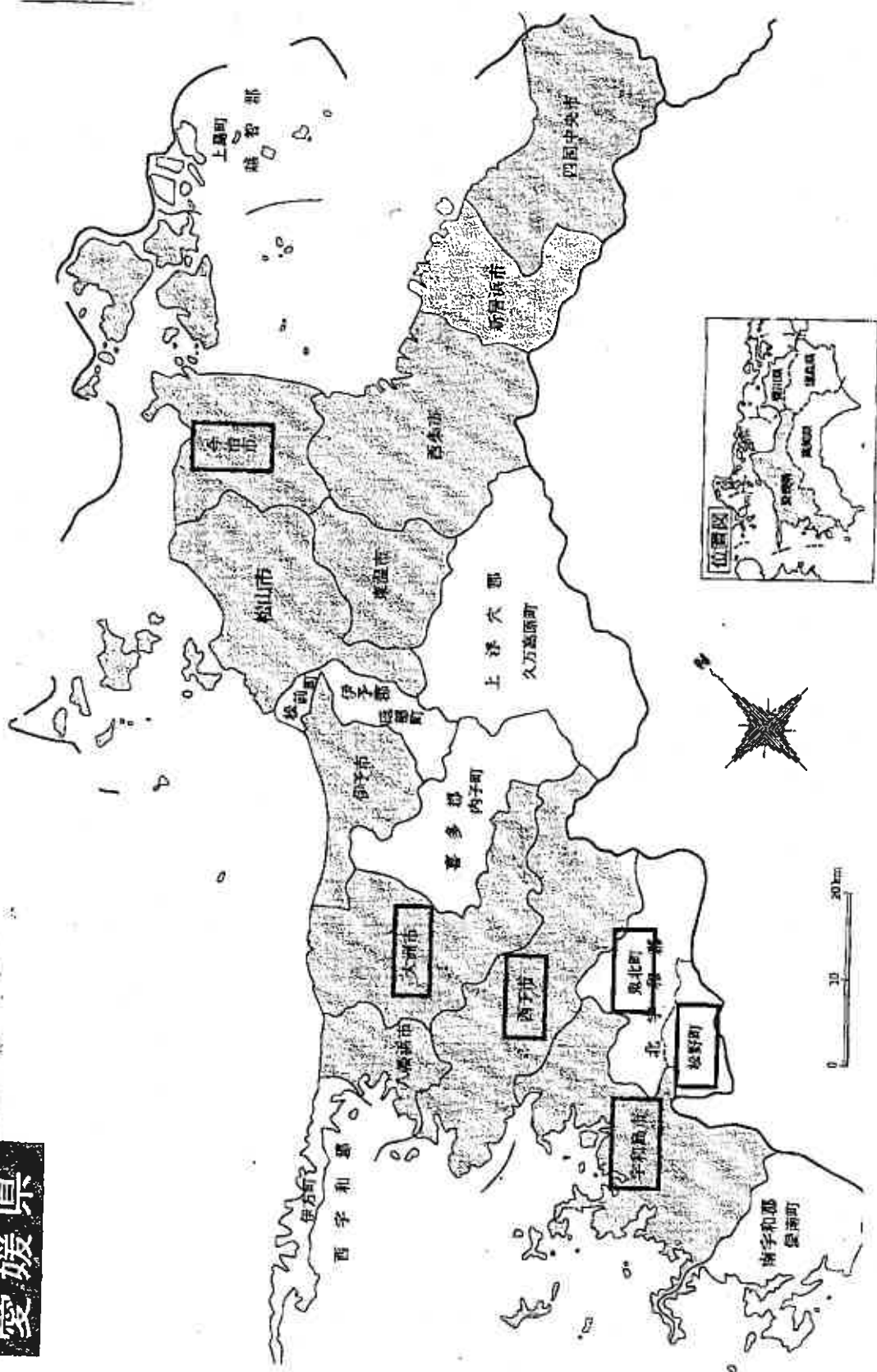


京都府





愛媛県



災害時における基本手当等の支給状況

平成30年7月5日～7月31日までの状況(⑦は7月31日時点)

〇〇労働局職業安定部

① 安定所名	② 災害特例適用 事業所数	③ 左に雇用される 被保険者数	④離職票交付枚数		⑤受給資格決定件数		⑥受給者の就職件数			⑦受給者実人員		⑧ 備 考
			災害を原因とする 離職者	災害特例 による一時離職者	災害を原因とする 離職者	災害特例 による一時離職者	災害を原因とする 離職者	災害特例 による一時離職者	うち同事業 所への再雇 用者	調査日現在の 災害を原因とする離 職者の受給 者実人員	調査日現在の 災害特例 による一時 離職者の受 給者実人員	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※平成30年7月5日以降の大雨による災害に係る被害状況

- 注
- 1)本報告には高年齢受給資格者及び特例受給資格者も含めて記載すること。
 - 2)②欄には、「災」離職票を交付した適用事業所数を記載すること。
 - 3)③欄には、平成30年7月5日現在の被保険者数を記載すること(ヘッダー2を参照)。
 - 4)③欄及び⑦欄以外は、7月5日以降の累計数を記載すること。